

笛吹市探訪

『ふるさと』の祭り

「笛吹市に伝わる神楽②」

ふるさとの祭りシリーズ第二回目は、市の無形民俗文化財に指定されている3つの神楽を紹介し

ます。現在、笛吹市の無形民俗文化財に指定されている石和地区の砂原太々神楽、境川地区の寺尾太々神楽は、江戸時代宝永年間(1710年)、佐久神社宮司の抽那日向が京都遊学の際に学んだ神楽を帰郷後、子弟たちに伝授したものが

もとになっていると考えられており、伊勢神楽の系統といわれています。

砂原太々神楽は、明治20年9月18日、砂原地区の人々に神官の抽那安隣から伝授され免許が与えられました。その後、彼らは砂原の神楽師と呼ばれ、甲府の住吉神社、一宮の浅間神社、静岡県三島市の三島大社にも出向き、神楽を舞いました。特に住吉神社では明治22年か

ら、毎年欠かすことなく舞われてきました。

境川町中寺尾の諏訪南宮神社にも、神楽が伝えられています。この神楽は寺尾太々神楽と呼ばれ、寺尾諏訪南宮大神社太々神楽舞子により伝承されています。寺尾の神楽には、24の舞があり毎年、4月の祭りで舞われています。また、境川町藤袋の金刀比羅神社のほか甲府市内4力所の神社でも舞われています。寺尾太々神楽は、

明治21年に4名が発起人となり神楽会を組織したことに始まり、石和町の佐久神社神官抽那安隣により伝授され免許が与えられました。

八代町永井にある永井天神社にも、永井天神社神楽保存会により神楽が伝承されています。この神楽は、かつては4月2日、3日に舞われていましたが、平成18年から4月第一土・日曜日に舞われています。

永井天神社の神楽は、大和神楽または永代神楽といわれるもので、近隣の人たちからは「永井のおかぐら」と呼ばれ親しまれています。

室町時代の永享年間(1429年~1441年)に始められましたが、その後途絶え、明治21年に再興され現在に至ります。



永井天神社に伝わる「永井のおかぐら」

これらの神楽は町村合併前、それぞれの町村で無形民俗文化財に指定されていましたが、平成16年10月12日、町村合併とともに笛吹市の無形民俗文化財に指定されました。



諏訪南宮神社に伝わる寺尾太々神楽



寺尾神楽面